

大阪国税局からの更正通知書の受領について

2021年7月27日
関西電力株式会社

当社は、これまで大阪国税局による税務調査を受けていましたが、本日、大阪国税局から更正通知書を受領しました。

金品受取り問題等に関連する大阪国税局からの指摘事項は以下の通りです。
更正処分を踏まえ、いずれも本日納税しています。当社としては、今後も関係法令に従って、適切に対処してまいります。

<指摘事項>

1. 概要

○役員退任後の嘱託等の報酬

- ・法人税法上、実態としては役員への退職給与であるものを嘱託等の報酬に仮装しているとして、損金算入は認められず、かつ重加算税の対象である。

○関電プラント株式会社による森山榮治氏に対する顧問報酬

- ・法人税法上、実態としては当社の交際費である。

2. 更正された所得金額、追加納税額

○役員退任後の嘱託等の報酬

更正された所得金額：約1億9,800万円

追加納税額：約3,100万円（うち、重加算税 約700万円）

○関電プラント株式会社による森山榮治氏に対する顧問報酬

更正された所得金額：約900万円

追加納税額：約100万円

以上